

デジタル庁

○ 告示第十三号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第七十一条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和六年三月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金（令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和六年法律第十三号）第二条第一号の給付金をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による障害児通所支援、障害児入所支援

する情報並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。）を含む。）の管理に関する事務

附 則

この告示は、公布の日から適用する。